

犯罪被害防止・新型コロナウイルス感染予防の注意喚起

令和3年8月12日（総21第136号）

在デンパサール日本国総領事館

- 犯罪被害に遭わないために、ご自宅等の防犯対策を強化し、「犯罪者が嫌がる環境」を作ることをお勧めします。
- 新型コロナウイルスのワクチンを過信せず、政府の定める保健プロトコルを順守して、感染予防に努めてください。

1. 当館管轄州では、新型コロナウイルス感染拡大防止のための各種社会活動制限が非常に長期間に及び、経済的な疲弊が見受けられます。経済的な疲弊は失業や困窮の原因となり、今まで犯罪に手を染めなかった者でさえも犯罪へと導く要因となります。犯行形態も多様化し、今までにあったような空き巣や乗り物盗、ひったくりだけでなく、屋外設置のエアコン室外機やガスタンク、プールのポンプ等が被害に遭う変則的かつ目的物に見境の無い窃盗も散見される状況です。また、犯行の時間帯等にも見境が無くなっている傾向も見られ、家人が自宅に居るにもかかわらず侵入するような、一歩間違えば強盗事件にも及ぶような犯行も散見されます。

不法侵入を行おうとする賊は、強固な施錠・防犯カメラ・光・音を嫌います。今一度ご自宅等の防犯対策を見直し、施錠設備の強化、防犯カメラの設置、人感センサーライトや警報器等の設置等、「犯罪者が嫌がる環境」を構築されることをお勧めします。

2. 時折「私はワクチンを打っているから大丈夫」と聞くことがありますが、ワクチン接種をしても、新型コロナウイルスの感染は防ぐことはできません。新型コロナウイルスのワクチンは、その性質上、感染した場合の症状を軽減するものであり、感染しないための特効薬ではありません。

感染した場合の重篤化、周囲の者（持病で接種できない人もいる）への影響や治療にかかる極めて多額の費用等を念頭に置き、ワクチン接種の有無に関わらず、感染しないための保健プロトコル（マスク着用、手洗い消毒の徹底、多人数集会の禁止等）を確実に履行して、不要不急の移動はなるべく避け、感染予防対策を徹底し、ご自身やご家族の安全確保に努めてください。

また、保健プロトコルの違反や各種証明書類の偽変造等については、インドネシア政府は国籍を問わず非常に厳罰をもって処罰する方針で、日々外国人やインドネシア人が検挙され、強制退去や厳重処罰を受けています。そのような事態にならないためにも、今まで以上に注意をしてください。